

秋田市会計年度任用職員募集要項

令和8年度から採用する秋田市会計年度任用職員を次のとおり募集します。

※ 会計年度任用職員とは、地方公務員法に基づき採用される非常勤の職員で、一
会計年度内を任期として任用される一般職の地方公務員です。

1 採用予定人員および職務内容

区分	採用予定人員	職務内容
検査員 (非常勤)	2名	社会福祉法（昭和26年法律第45号）第56条第1項 に規定する社会福祉法人に対する検査等

2 勤務地

秋田市福祉保健部監査指導室（秋田市山王一丁目1番1号）

※ 検査は、監査対象の社会福祉法人の事務所等で行います。

3 選考方法

面接試験（令和8年2月下旬を予定）

4 応募資格

次の(1)から(3)までの要件を全て満たすかた

- (1) 社会福祉法人の会計・経理に関し専門的な知識経験を有するかた
- (2) 日本税理士会連合会に備える税理士名簿に登録しているかたで、税理士としての職務経験を有するかた
- (3) 秋田市内に住所を有するかた

※ ただし、地方公務員法第16条の規定に該当する場合は応募できません。

- ・禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- ・秋田市職員として懲戒免職の処分を受け当該処分の日から2年を経過しない者
- ・日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

5 応募方法等

提出書類	以下の書類を提出してください。 ①受験申込書 ②税理士証票の写し ※ 上記①については、秋田市福祉保健部監査指導室で配布するほか、秋田市ホームページからダウンロードすることもできます。 https://www.city.akita.lg.jp/shisei/saiyo/1023081/1033052/index.html
提出方法	秋田市福祉保健部監査指導室へ郵送又は直接持参してください（電話、FAX、メールでの受付はできません。）。

受付期間	期間 令和8年2月3日（火）から同月13日（金）まで 時間 午前8時30分から午後5時15分まで ※ 直接持参する場合は、土、日および祝日を除きます。 ※ 書類郵送の場合は、令和8年2月13日必着とします。
面接日時等の連絡	令和8年2月20日（金）までに、面接日時、集合場所を連絡しますので、面接時に税理士証票の原本（原本確認できない場合は、面接できない場合があります。）を持参してください。また、この日までに連絡がない場合は、監査指導室までお問い合わせください。

6 勤務条件等

任用期間	令和8年4月1日から令和9年3月31日まで ※ 勤務実績が良好な場合や当該職の継続状況等により、再度任用する可能性があります。
勤務時間	① 検査：午前9時から午後4時30分まで（休憩時間60分） ② 打合せ等：午前9時から午前11時まで（休憩なし） ※ 検査等の進捗状況により変動する場合があります。 ※ 所定外労働の有無 なし
勤務日	月曜日から金曜日（土、日、祝日および年末年始を除く。）のうち、監査指導室が別途指示する日。 ① 検査：年10日程度 ② 打合せ等：年5日程度
報酬等	報酬 月額74,015円程度（当月21日払い） 通勤手当 あり（翌月21日払い。支給要件あり） ※ 通勤手当は、その月の勤務日数により減額があります。 期末勤勉手当 なし 退職手当 なし
休暇	なし
加入保険等	公務災害補償制度

7 その他

- (1) 応募者全員に合否の結果をお知らせします。
- (2) 応募資格がないことが明らかになった場合は合格を取り消します。
- (3) 地方公務員法に基づき、採用時は全て条件付のものとし、採用後の勤務日数が15日に達する日まで良好な成績で勤務したときに会計年度任用職員として正式採用となります。
- (4) この募集は、予算の成立を前提として行うものです。

応募および問い合わせ先

秋田市福祉保健部監査指導室（担当：小玉、木村）

〒010-8560 秋田市山王一丁目1番1号

電話 018-888-5676